

## 【生活介護事業所 ブリエ十文字】 利用料金について

利用料金は、次表のとおりです。

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	11,470円	8,530円	5,850円	5,240円	4,760円
利用者負担額	1,147円	853円	585円	524円	476円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

### 【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	150円	左記の1割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。
重度障害者支援加算(Ⅱ)	・(一)体制を整えた場合 70円 ・(二)支援を行った場合 1800円	左記の1割	強度行動障害支援者養成研修修了者が強度行動障害の利用者に対して、個別の支援を行う場合、利用1日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算	190円	左記の1割	看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合、利用1日につき加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.4%	所定単位の4.4%加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全て及び「職場環境等要件」を満たす

			場合
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1.4%	所定単位の 1.4%加算	労働環境の整備のより一層の促進、職員の資質向上やキャリアアップの仕組みの構築等の要件を満たす場合

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
初期加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
訪問支援特別加算	所要時間 ・1時間未満 …1,870円 ・1時間以上 …2,800円	左記の1割	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。月2回まで加算されます。
欠席時対応加算	940円	左記の1割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
リハビリテーション加算	・頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある方； Ⅰ…480円 ・それ以外の方； Ⅱ…200円	左記の1割	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合利用、1日につき加算されます。
食事提供体制加算	300円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1日につき加算されます。
延長時支援加算	延長時間 ・1時間未満 …610円 ・1時間以上 …920円	左記の1割	運営規定に定められた営業時間を超えてサービスを利用した場合、1日につき加算されます。
送迎加算	210円	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
障害福祉サービスの体験利用支援加算	3,000円	左記の1割	体験利用を行った場合に、15日以内（開始日から90日以内に限る）に算定

6 その他の費用について

内 容	料 金	
創作的活動に係る材料費	実費	
入浴サービスに係る光熱水費	1回につき 150 円	
日用品費の実費	実費 ・オムツ類は原則持参 事業所のものを利用した場合 紙おむつ1枚 100円 紙パンツ1枚 110円 尿とりパット1枚 50円	
食事の提供に係る費用	昼食：1食につき 400 円 (うち食材料費 190円)	
送迎サービスの提供に係る費用 (通常の事業の実施地域以外の地域の場合)	通常の実施地域から片道5km未満 1kmにつき 20円加算	
	・通常の実施地域から片道5km以上 1kmにつき 30円加算	
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と認めら れるものの実費	実費相当額	
	各種書類など の複写代	100円/枚
	医療消耗品 (個人的に使用 するもの。ワクチ ン等の予防接種 含む)	実費
	おやつ代	100円